和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の承認を求めることについて

上記議案を提出します。

平成29年12月5日

長与町長 吉 田 愼 一

## 提案理由

和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により平成29年10月31日に専決処分したので、同条第3項の規定によりその承認を求めるもの。

## 専 決 処 分 書

和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号) 第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

1 和解及び損害賠償の相手方

長与町 A

## 2 事故の概要

(1) 事故発生時刻平成29年10月3日 午後3時45分頃

(2) 事故発生場所 長崎県西彼杵郡長与町高田郷3765番地1(個人駐車場)

(3) 事故の状況

長与町税務課職員が運転する公用車が駐車場内で進路方向を変更中、駐車していた 相手方所有のバイクへ接触し、転倒したバイクの左側が損傷した。

3 和解の内容

町の過失割合を10割とし、損害を賠償する。

なお、今後は本件事故に関し、双方とも一切の異議及び請求の申立てを行わないこと を確認する。

4 損害賠償の額

47,951円

平成29年10月31日